

第 7 期能美市障害福祉計画
第 3 期能美市障害児福祉計画

2024 年 9 月
石川県 能美市

～「障害」のひらがな表記について～

障害の「害」を漢字表記することについては、負のイメージや不快感を抱かれる方々に配慮する必要があります。また、「害」の字をひらがな表記することについては様々な意見があり、「障害」という用語自体を変更すべきだという意見も少なくありません。

しかしながら、現時点において定善した替わる用語がないことと、計画の策定にあたり開催した各種会合での意見等を踏まえ、この計画書において本市では下記のとおり取り扱いをしています。

- ・文章中の「障害」という言葉が前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記します。

例) 障害者⇒障がい者、障がいのある人

- ・法令、条例、規則や固有名称等は、従前どおりの表記とします。

例) 障害者自立支援法、障害福祉サービス、広汎性発達障害、障害者週間等

目次

第1章 計画策定にあたって.....	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	5
1 人口の推移	5
2 障がいのある人の状況	5
3 支援が必要な子どもの状況	5
4 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の評価	9
第3章 計画の基本方向	23
1 計画の理念	23
2 計画策定にかかる国の基本指針による成果目標	25
第4章 障害福祉サービス等の見込みと方策.....	29
1 障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービスと体系	29
2 第7期障害福祉計画における障害福祉サービスの活動指標	31
3 第7期障害福祉計画における地域生活支援事業の活動指標	42
第5章 計画の推進	48
1 計画の推進にあたって	48
資料編	49
1 計画に関する関連法令の動向	49

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

2023 年度に策定された「障害者基本計画(第 5 次)」では共生社会の実現に向けた障害者施策の方向性が示されています。障害福祉を取り巻く環境は、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後の問題に加え、障がいのある人やその家族を支える福祉人材の不足など、大きく変化しており、市が担う役割はより重要なものとなっています。

また、国が示す第 7 期障害福祉計画では、障がいのある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る 2026 年度末の数値目標を設定するとともに障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的としています。

本市では「第 6 期能美市障害福祉計画・第 2 期能美市障害児福祉計画」の計画期間が 2023 度末で終了したことから、国及び県の動向、社会情勢の変化、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、2026 年度を最終目標年次とした成果目標、障害福祉サービス等の見込み量を設定し、その実現に向けた「第 7 期能美市障害福祉計画・第 3 期能美市障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1)障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の法的位置付け

計画の役割や法的根拠（法律上の位置づけ）は以下のとおりです。

①障害者計画

中長期的視点に立った障害福祉の施策に係る総合的な計画で、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく障害者基本計画にあたるものです。

②障害福祉計画

障がいのある人等の生活支援に関わるサービスの提供等について、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定めた計画で、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく障害福祉計画にあたるものです。

③障害児福祉計画

障がい児等の生活支援に関わるサービスの提供等について、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定めた計画で、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく障害児福祉計画にあたるものです。

■ 根拠法令・計画の内容

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項 (平成23年8月5日一部改正)	障害者総合支援法 第88条第1項 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法 第33条の20第1項 (平成30年4月1日施行)
内容	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の量と提供体制を確保するための計画

(2) 計画の対象者

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等により日常生活や社会生活に制限を受ける状態にある人を対象とします。また、支援者や家族、地域等を含め、広く市民がお互いに関わり合いながら計画の実現を目指します。

【障がい者(児)の定義について】

障害者基本法では、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

本計画では福祉計画を定める根拠法に基づき、障がい者、障がい児は、それぞれ障害者総合支援法で規定する障がい者、児童福祉法で規定する障がい児をいいます。

3 計画の期間

計画の期間は、2024年度から2026年度までの3年間とします。

なお、国の制度改定等により障がい福祉を取り巻く状況に変化がある場合には、必要に応じて見直しを検討することとします。また、「第4期能美市障害者計画」との整合性を図ります。

■ 計画期間

年 度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
障害福祉計画 障害児福祉計画	第7期能美市障害福祉計画 第3期能美市障害児福祉計画			第8期能美市障害福祉計画 第4期能美市障害児福祉計画		
障害者計画	第4期能美市障害者計画					第5期

4 計画の策定体制

事務局の福祉課、いきいき共生課において本計画の進捗状況の取りまとめを行うとともに、能美市地域自立支援協議会による評価・点検を行います。「PDCAサイクル」に基づく計画の進捗管理を行うため、能美市地域自立支援協議会等から随時意見を聴取しながら、各施策の実施状況等を点検します。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 人口の推移

障害者計画13ページを参照ください。

2 障がいのある人の状況

(1)障害者手帳所持者の推移

障害者計画13ページから23ページを参照ください。

3 支援が必要な子どもの状況

(1)未就学児の状況

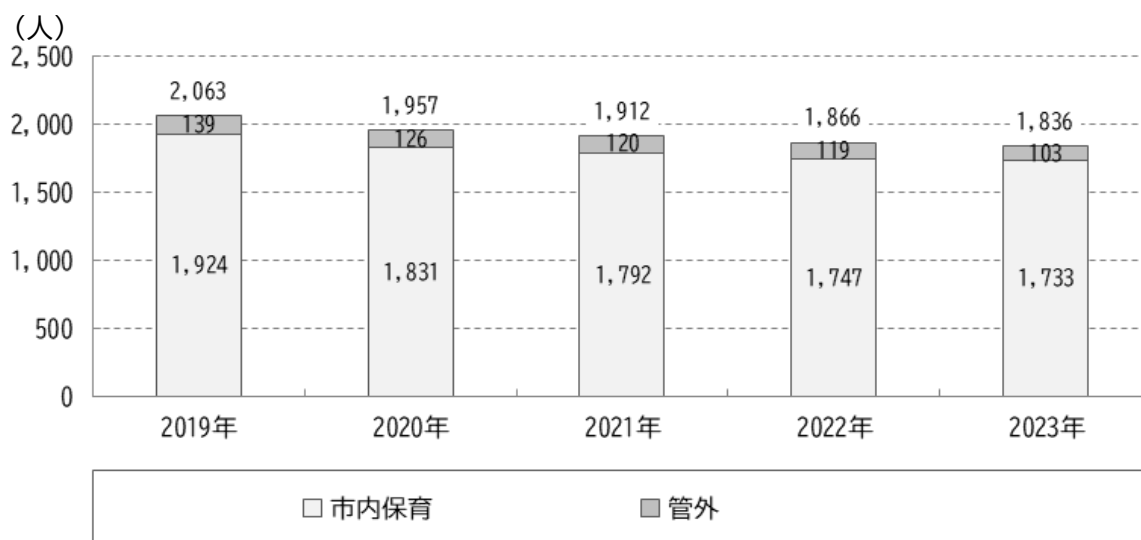
認定こども園等の園児数は、2019年度と2023年度と比べ、227人の減少となっています。

市認定こども園における加配保育士を必要とする園児は、2023年度で100人となっており、2019年度と比べると41人増加しています。

各園が加配保育士を必要とすることが適当と判断した児で、子ども発達支援センターなど認定こども園等以外に支援を受けている児は2023年度では全体で57人となっており、そのうち身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている人は10人です

医療的ケア等の特別な支援を必要とする児の利用はありません（2023年4月時点）

図1 通園児童数



出典：子育て支援課（各年度4月1日時点）

表1 市認定こども園における加配保育士を必要とする園児数（常時支援が必要な児）

	単位（人）				
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
加配園児数	59	78	102	87	100
園児全体に占める割合	2.9	4.0	5.3	4.7	5.4

出典：子育て支援課（各年度4月1日時点）

表2 市認定こども園における配慮を必要とする児^{※1}の認定こども園等以外のサービス等利用状況

	単位（人）			
	手帳所持 ^{※2}	市子ども発達支援Cの個別支援あり	障がい児通所支援利用児	その他療育等利用児
合計	10	15	18	14

出典：子育て支援課（2023年度4月1日時点）

※1 各園が加配保育士を要求することが適当と判断した児

※2 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受ける児

発達の気になる児童として、認定こども園等が市子ども発達支援センターの支援を受けた人数（巡回相談等対象実人数）は419人となっており、18.3%が支援を受けています。また、5歳児が158人と、就学が近づくにつれ相談が増加する傾向があり、スムーズな就学のための支援が必要とされていることが伺えます。

表3 市内未就学児に対する市子ども発達支援センターの支援状況

	単位（人）							全体割合
	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	合計	
市内認定こども園通園児	153	91	71	60	32	2	409	17.9%
管外認定こども園等利用児	4	3	2	0	0	0	9	0.4%
未就園	1	0	0	0	0	0	1	0.04%
合計	158	94	73	60	32	2	419	18.3%

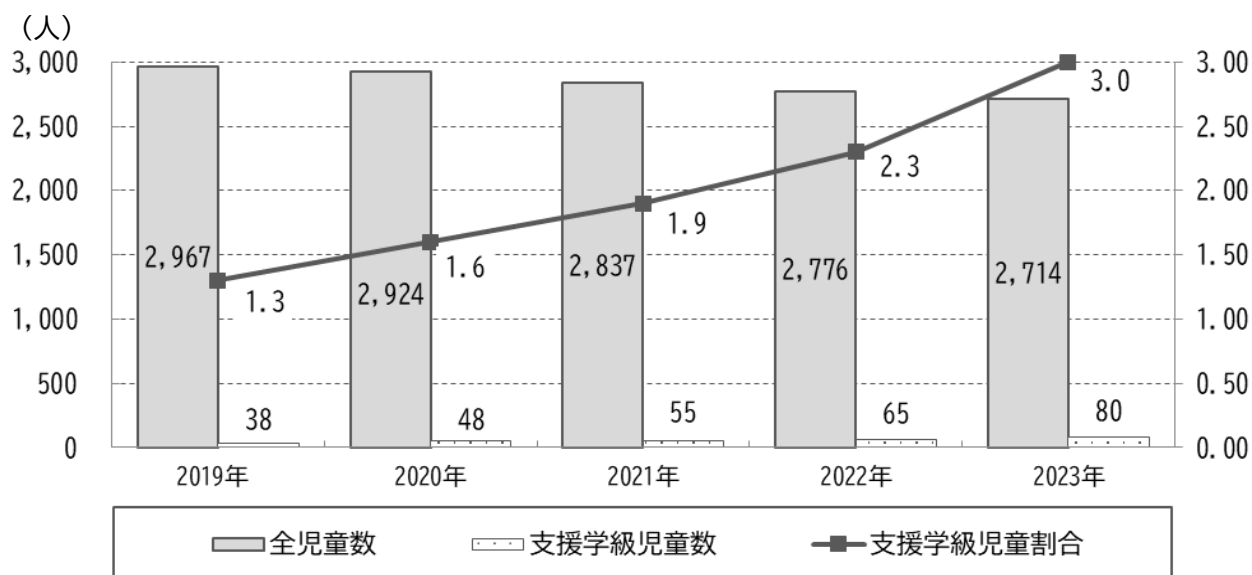
出典：子育て支援課（2023年4月1日時点）

(2)就学児の状況

市内小学校特別支援学級における児童数は、2023 年度では 80 人であり、全体児童数の 3.0%を占めており、2019 年度と比べ 42 人増加、1.7%の伸びとなっています。

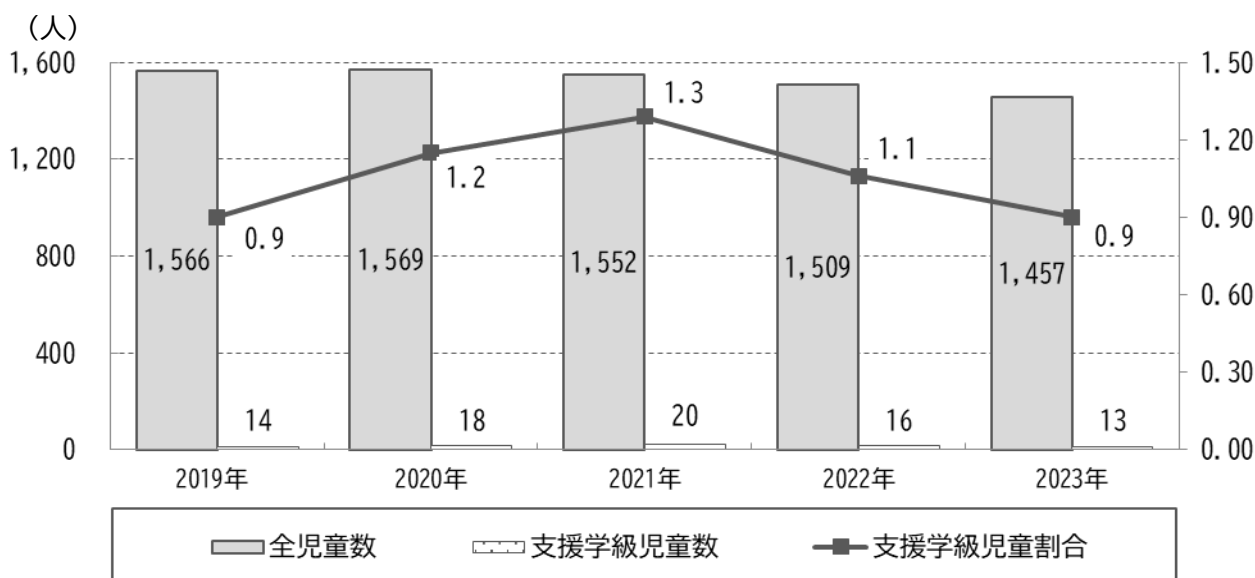
市内中学校特別支援学級における生徒数は 2023 年度では 13 人となっており、2019 年度と比べ 1 人の減少となっています。

図2 市内小学校（8 学校）特別支援学級における在籍児童数



出典：学校支援課（各年度4月1日時点）

図3 市内中学校（3 学校）特別支援学級における在籍児童数



出典：学校支援課（各年度4月1日時点）

市内小学生 97 人、市内中学生 32 人の児童生徒と保護者が、市子ども発達支援センターでの支援を受けています（経過観察含む）。市内小学校、中学校児童生徒に占める割合は、それぞれ 3.6%、2.2%となっています。医療的ケア等の特別な支援を必要とする児童生徒は、市内小学生で2人となっており、市内中学生の利用はありません。（2023 年4月時点）

特別支援学校における在籍児童生徒数は高等部を含め全体で 71 人となっています。特別支援学校通学者のうち、医療的ケアが必要な児は1人います。（2023 年4月時点）

表4 市子ども発達支援センターの支援状況

単位（人）				
	低学年（1年～3年）	高学年（4年～5年）	合計	全児童に占める割合
小学生支援数	47	50	97	3.6%

資料：子育て支援課（子ども発達支援センター）（2023 年 10 月末時点）

表5 市内に居住する中学生に対する市子ども発達支援センターの支援状況

単位（人）					
	1年	2年	3年	合計	全児童に占める割合
中学生支援数	14	7	11	32	2.2%

資料：子育て支援課（子ども発達支援センター）（2023 年 10 月末時点）

表6 特別支援学校への通学児童・生徒数

単位（人）					
	幼稚部	小等部	中等部	高等部	合計
県立いしかわ特別支援学校	0	0	0	0	0
県立医王特別支援学校	0	0	0	0	0
県立明和特別支援学校	0	0	0	0	0
県立小松特別支援学校	0	22	17	26	65
県立小松瀬領特別支援学校	0	0	1	1	2
県立医王特別支援学校 小松みどり分校	0	0	0	0	0
県立錦城特別支援学校	0	0	0	0	0
県立ろう学校	2	1	0	1	4
県立盲学校	0	0	0	0	0
金沢大学付属特別支援校	0	0	0	0	0
合計	2	23	18	28	71

資料：福祉課、学校支援課、各学校（2023 年 4 月 1 日時点）

4 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の評価

(1) 成果目標の評価

「第6期能美市障害福祉計画」「第2期能美市障害児福祉計画」を策定する際、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定しています。

これは、障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、2023年度を目標年度として障がい福祉計画等において必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として掲げたものです。

成果目標の評価は以下のとおりです。

■ ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績 2024年3月末現在
地域生活移行者数 (基準値：2019年度末時点の施設入所者数 63人)	2024年3月末時点におけるグループホーム等への地域生活移行予定者数 4人	2024年3月末時点におけるグループホーム等への地域生活移行予定者数 4人
	基準値からの削減率 6%	基準値からの削減率 6%
施設入所者数 (基準値：2019年度末時点の施設入所者数 63人)	61人	58人
	基準値からの削減率 ▲1.6	基準値からの削減率 ▲7.9

■ ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	実績 2023年度
保健・医療・福祉等関係者による協議の場	2回	2回
精神に障がいのある人の地域定着支援の利用者数	2人	1人
精神に障がいのある人の自立生活援助の利用者	2人	0人
精神に障がいのある人の地域移行支援の利用者数	3人	0人

■ ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目 標	実 績 2023年度
1つ以上の拠点の確保と機能の充実及び 運用状況の検証および検討	地域生活支援拠点数 1か所	地域生活支援拠点数 1か所
	運用状況の検証する場 (協議会等)開催数 年1回以上	運用状況の検証する場 (協議会等)開催数 年1回

■ ④ 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値	実績 2023年度
2023年度年間一般就労移行者数	8人	3人
2023年度就労移行支援	6人	1人
2023年度就労継続支援A型	3人	2人
2023年度就労継続支援B型	4人	0人
2023年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者	6人	0人
就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所	70%以上	0%

■ ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目 標	実 績 2023年度
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
保育所等訪問支援体制の整備	実施	実施
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保及び放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	1か所
医療的ケア児支援のための連携協議の場の設置及びコーディネーターの配置	協議の場	設置
	医療的ケア児等 コーディネーター数	5人

■ ⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項目		目 標	実 績 2023年度
総合的・専門的な 相談支援	総合相談支援機関の設置	設置	設置
相談支援体制の強化	地域事業者に対する専門的な 指導・助言	実施	実施
	地域の事業者人材育成支援	実施	実施
	地域の相談機関との連携強化 の取組	実施	実施
支援チーム会議数		26件	40件

■ ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標値	実 績 2023年度
研修参加職員数	3人／年	2人／年
障害者自立支援審査支払等システムに よる審査結果の共有	1回／年	0回／年

(2)サービス見込み量(活動指標)の評価

「第6期能美市障害福祉計画」「第2期能美市障害児福祉計画」を策定する際に、サービス見込み量(活動指標)を推計しています。

サービス見込み量の評価は以下のとおりです。

①障がい福祉サービス

・訪問系サービス

居宅介護については、新型コロナウイルス感染症の影響で 2021 年度・2022 年度の利用が少なくなっていました。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
訪問系サービス（1月あたり）									
居宅介護	人	35	27	35	27	77.1	35	37	105.7
	時間	350	265	350	230	65.7	350	348	99.4
重度訪問 介護	人	1	0	1	0	0.0	1	0	0.0
	時間	12	0	12	0	0.0	12	0	0.0
同行援護	人	3	3	3	3	100.0	3	3	100.0
	時間	12	15	12	19	158.3	12	17	141.7
行動援護	人	3	2	3	1	33.3	3	1	33.3
	時間	12	11	12	9	75.0	12	12	100.0
重度障害者 等包括支援	人	1	0	1	0	0.0	1	0	0.0
	時間	10	0	10	0	0.0	10	0	0.0

・日中活動系サービス

短期入所については、新型コロナウイルス感染症の影響で 2021 年度・2022 年度の利用が少なくなっていました。療養介護、就労移行支援については計画値を下回っています。就労定着支援については計画値を上回っています。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
日中活動系サービス（1月あたり）									
短期入所	人	20	12	21	9	42.9	22	14	63.6
	日	90	59	94	35	37.2	99	54	54.5
生活介護	人	120	119	126	121	96.0	127	121	95.3
	日	2,500	2,436	2,520	2,472	98.1	2,540	2,447	96.3
療養介護	人	13	10	13	9	69.2	13	7	53.8
自立訓練 （機能訓練）	人	1	0	1	1	100.0	1	2	200.0
	日	10	0	10	4	40.0	10	7	70.0
自立訓練 （生活訓練）	人	1	1	1	0	0.0	1	1	100.0
	日	20	2	20	0	0.0	20	9	45.0
就労移行 支援	人	5	4	5	5	100.0	6	2	33.3
	日	45	86	45	76	168.9	54	14	25.9
就労継続 支援（A型）	人	50	47	55	51	92.7	60	56	93.3
	日	993	976	1,092	995	91.1	1,192	1,056	88.6
就労継続 支援（B型）	人	150	156	155	161	103.9	160	164	102.5
	日	2,566	2,641	2,651	2,603	98.2	2,737	2,758	100.8
就労定着 支援	人	1	2	2	4	200.0	2	6	300.0

・居住系サービス

施設入所については、ほぼ計画どおりの実績値となっています。共同生活援助については、市内にグループホームが新たに開設されたことで利用者が増加しています。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
居住系サービス（1月あたり）									
施設入所支援	人	63	61	62	60	96.8	61	58	95.1
共同生活援助（GH）	人	56	70	60	76	78.9	65	80	123.1
自立生活援助	人	1	2	1	0	0.0	1	0	0.0

・相談支援

計画相談支援は、福祉サービスの利用者の新規相談の増加やサービスの変更等により、計画数が増加しました。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度			
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)	
相談支援（1月あたり）										
計画相談支援	人	100	98	103	99	96.1	105	116	110.5	
地域移行支援	人	1	0	1	1	100.0	1	0	0.0	
地域定着支援	人	1	1	1	1	100.0	1	2	200.0	

②地域生活支援事業

・理解促進研修・啓発事業

理解啓発講座は、要約筆記体験講座、出前講座等の開催です。開催回数はいずれの年も計画値を上回りました。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
理解促進研修・啓発事業									
理 解 啓 発 講 座 等 の 開 催	人	185	262	220	444	201.8	260	296	113.8
	回	5	5	6	8	133.3	7	8	114.2
イ ベ ン ト 開 催	人	600	157	600	365	60.8	600	517	86.2
企 業 等 へ の 理 解 啓 発	人	100	35	100	1	1.0	100	60	60.0
広 報 活 動	回	12	12	12	12	100.0	12	12	100.0

・自発的活動支援事業

障害のある人、その家族等が行う交流活動を計画どおり実施しました。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
自発的活動支援事業									
本人活動支援事業 ボランティア活動支援事業	人	実施	実施	実施	実施	-	実施	実施	-

・相談支援事業

市内には、計画相談支援事業所が6か所あり、障がいのある人や障がいのある児童の相談件数は増加しています。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
相談支援事業									
相談支援事業	箇所	3	3	3	5	166.7	3	6	200.0
	件	4,800	4,881	4,800	6,137	127.9	4,800	6,258	130.3

・権利擁護強化促進事業

「くらしサポートセンターのみ」において権利擁護の専門的な相談支援に取り組んでいます。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
権利擁護強化促進事業									
権利擁護強化促進事業利用者数	人	4	1	4	3	75.0	4	1	25.0

・意思疎通支援事業

意思疎通支援事業では、聴覚に障がいのある人に対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。高齢化に伴い定期受診等での派遣増加が見られます。(通訳者の慢性的な不足が課題です。)

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
意思疎通支援事業									
手話通訳者・要約筆記者派遣	人	350	335	360	357	99.2	370	374	101.0

・日常生活用具給付等事業

在宅療養等支援用具や自立生活支援用具はおおむね計画どおりの実績値です。その他の日常生活用具も計画の範囲内となっています。しかし日常生活用具は、その時代のニーズなどをふまえて用具の見直しを行う必要があります。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
日常生活用具給付等事業									
介護訓練 支援用具	件	3	3	4	4	100.0	5	0	0
自立生活 支援用具	件	5	7	5	7	140.0	5	8	160.0
在宅療養等 支援用具	件	5	5	5	8	160.0	5	8	160.0
情報・意思 疎通支援 用具	件	5	4	5	3	60.0	5	3	60.0
排泄管理 支援用具	件	85	93	90	93	103.3	95	85	89.5
住宅改修費	件	3	2	3	1	33.3	3	0	0

・手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成講座として入門・基礎課程を実施しています。各課程において、隔年で平日日中と夜間の時間帯で開催しています。夜間の受講者が多い傾向にあります。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
手話奉仕員養成研修事業									
手話奉仕員養成研修（入門）	人	12	4	12	10	83.3	12	5	41.7
手話奉仕員養成研修（基礎）	人	8	12	8	3	37.5	8	12	150.0

・移動支援事業

2021年度・2022年度においては新型コロナウイルス感染症の影響で利用が少なくなりましたが、2023年度の実績は計画値を上回っています。市内で移動支援事業を実施している事業所が1か所のみであり、利用を希望しているにも関わらず利用できていない人もいます。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
移動支援事業									
移動支援事業	人	30	33	30	40	133.3	30	44	146.6
	時間	1,100	629	1,100	757	68.8	1,100	1,127	112.7

・地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、ほぼ計画どおりの実績値となっています。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
地域活動支援センター事業									
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 事 業	か所	7	7	7	6	85.7	7	7	100.0
	人	15	16	16	14	87.5	17	23	135.2

・その他の事業

計画どおり実施しました。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度			
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)	
その他の事業										
生活訓練等	人	実施	5	実施	8	-	実施	9	-	
日中一時 支援		実施	実施	実施	実施	-	実施	実施	-	
巡回支援専 門員整備		実施	実施	実施	実施	-	実施	実施	-	
スポーツ・ レクリエー ション教室 開催等		実施	実施	実施	実施	-	実施	実施	-	
点字・声の 広報等発行		実施	実施	実施	実施	-	実施	実施	-	

・地域生活支援促進事業

医療的ケア児等総合支援事業として、ケアに要する消耗品費の負担軽減のため手当を支給し、介護負担軽減のため訪問看護の自由診療分に対し助成を継続しています。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
地域生活支援促進事業									
医療的ケア児等総合支援事業		実施	実施	実施	実施	-	実施	実施	-
障害者虐待防止対策支援事業		実施	実施	実施	実施	-	実施	実施	-

③障害児福祉サービス

・障害児通所支援

児童発達支援は計画値を少し下回っていますが、放課後等デイサービスは計画値を大幅に上回っています。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
障がい児通所支援（1月あたり）									
児童発達支援	人	26	29	26	24	92.3	26	21	80.8
	日	175	201	176	156	88.6	175	174	99.4
放課後等デイサービス	人	100	103	102	111	108.8	100	113	113.0
	日	1,510	1,685	1,520	1,596	105.0	1,510	1,738	115.1
保育所等訪問支援※1	人	2	1	2	0	0.0	2	1	50.0
	日	6	0	6	0	0.0	6	1	16.7
障害児相談支援	人	38	29	38	28	73.7	38	31	81.6
医療型児童発達支援	人	1	0	1	0	0.0	1	0	0.0
	日	1	0	1	0	0.0	1	0	0.0
居宅訪問型児童発達支援	人	1	0	1	0	0.0	1	0	0.0
	日	1	0	1	0	0.0	1	0	0.0

※1：児童福祉法に基づく障害児通所支援でのサービス

重症心身障害児及び医療ケア児を支援する児童発達支援事業所は市内に1事業所で、計画値に達していませんが、医療的ケア児のコーディネーターは5人と計画値は大きく上回っています。

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
子どもの発達支援センターの設置									
児童発達支援センターの設置	か所	1	1	1	1	100.0	1	1	100.0
保育所等訪問支援体制の構築									
保育所等訪問支援の実施※2	件	実施	519	実施	465	-	実施	448	-
重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保									
重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	か所	2	1	2	1	50.0	2	1	50.0

	単位	2021年度		2022年度			2023年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画対比 (%)	計画値	実績値	計画対比 (%)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（年間あたり）									
医療的ケア児のための連携協議の場		実施	実施	実施	実施	-	実施	実施	-
医療的ケア児等コーディネーター	人	2	3	2	5	250.0	2	5	250.0

※2：子ども発達支援センターの専門員による訪問支援

(3)重点課題の評価

「第6期能美市障害福祉計画」「第2期能美市障害児福祉計画」を策定する際に、重点課題を設定しています。

重点課題(1) 就労について

障がいのある人の就労については、経済的な自立のほか、社会参加や日中活動としての意義があります。本計画においても、就労の目標を多く掲げています。

2021年12月、市内に就労移行支援事業所が開設。

【実施状況】

- ・2021年12月、市内に就労移行支援事業所が開設されています。
- ・通所系事務所連絡会において情報交換やスキル向上を図り、また、障害者優先調達による就労機会の創出と賃金向上へ向けた取り組みを検討し、福祉就労支援体制を構築しました。
- ・SNSを用いて通所事業所における障がいのある人の作業風景や障がいのある人の特性、取り組みなどを発信し、福祉就労の理解啓発に努めました。
- ・南加賀地域の障害者雇用（一般就労）促進のため企業への就職を検討する人の就職活動への意欲喚起を図るため、ハローワークと協力しセミナー・相談会を実施しました。

重点課題(2) 障がいに関わる理解啓発の取り組みの推進

障がいのある人が就労や社会参加する際の合理的配慮のみならず、権利擁護や差別解消のための理解啓発、人材不足解消に向けた広報周知など、幅広い視点で実施してきました。

■ （再掲）理解促進研修・啓発事業の実績

			単位	2021年度	2022年度	2023年度
理解啓発講座等の開催	利用者数	計画値	人	185	220	260
		実績値	人	262	444	296
		達成率	%	141.6	201.8	113.8
	利用回数	計画値	回	5	6	7
		実績値	回	5	8	8
		達成率	%	100.0	133.3	114.2
イベント開催	利用者数	計画値	人	600	600	600
		実績値	人	157	365	517
		達成率	%	26.2	60.8	86.2
企業等への理解啓発	利用者数	計画値	人	100	100	100
		実績値	人	35	1	60
		達成率	%	35.0	1.0	60.0
広報活動	利用回数	計画値	回	12	12	12
		実績値	回	12	12	12
		達成率	%	100.0	100.0	100.0

【実施状況】

- ・啓発事業として、障害者週間時期にイベントを開催しました。新型コロナウイルス感染症流行中には展示のみの開催や、ステージイベントの縮小、飲食ブースの制限など工夫し開催しました。
- ・理解啓発講座として、小中学校からの手話出前講座の依頼が増えており、学童期から障がいに対する理解を深める機会になっています。
- ・広報活動として、毎月、市の広報紙・ホームページ・公式 YouTube にて手話表現を紹介しています。

重点課題(3) 放課後等デイサービスの受け入れ体制

放課後等デイサービスは生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う療育機能と居場所機能を備えたサービスです。支援を必要とする障がいのある児童に対し、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて個々の児童の状況に応じた発達支援を行い、多種多様なニーズに応じられるよう質の向上や体制整備を強化していく必要があります。

■ (再掲) 放課後等デイサービスの実績

			単位	2021年度	2022年度	2023年度
放課後等 デイサービス	利用者数	計画値	人	100	102	100
		実績値	人	103	111	113
		達成率	%	103.0	108.9	113.0
	利用日数	計画値	日	1,510	1,520	1,510
		実績値	日	1,685	1,596	1,738
		達成率	%	111.6	105.0	115.1

【実施状況】

- ・放課後等デイサービスの実績として、利用者は 2023 年度では計画比 113.0%、利用日数は計画比 115.1%となっています。市内事業所数は 2021 年度に 1 事業所増え、8 事業所となりました。近隣他市の利用者が市内の事業所を利用することや本市の利用者が近隣他市の事業所に通うこともある状況です。希望した曜日に希望した事業所に通うことができないことはありますが、サービスを使うために待機している利用者はいない状況です。

(4)重点課題の設定

「第7期能美市障害福祉計画」「第3期能美市障害児福祉計画」を策定するにあたり、「第6期能美市障害福祉計画」「第2期能美市障害児福祉計画」からみえた課題をふまえ、重点課題として設定します。

重点課題(1) 相談支援体制の充実・強化等

【現状と課題】

2022年12月に障害者総合支援法が改正され、基幹相談支援センターについて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、設置が市町村の努力義務となりました。また、地域における相談事業従事者に対し、事業に関する運営についての相談に応じ、必要な助言、指導を行う他、協議会に参加する地域の関係機関との連携の促進が法律上明記されました。

本市では、障がいのある人（児童）・高齢者・生活困窮・ひきこもり等の複合的な課題を抱える世帯の相談がみられ、各分野の関係機関の連携強化がさらに必要となっています。障がいのある人に対する相談支援は、①相談支援体制の在り方、②自立生活への移行や継続など多様なニーズに対応する相談、③「自立支援協議会」の活性化を通じたまちづくりの推進が必要になってきます。

《取り組みの方策》

【取り組みの方策①相談支援体制の在り方】

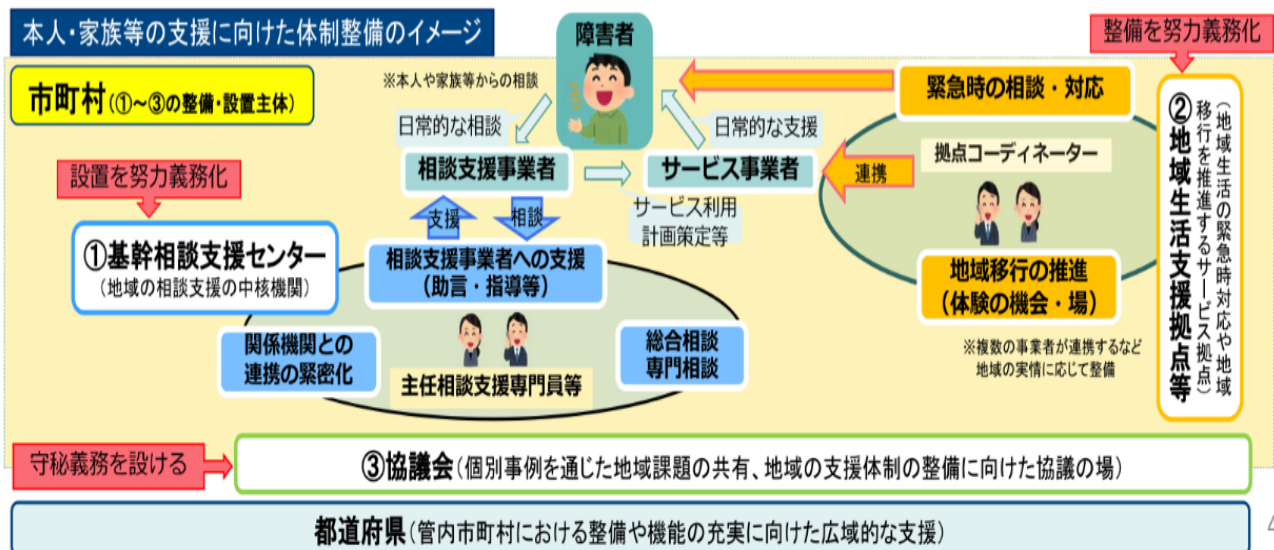
基幹相談支援センターの設置を進め、地域における障害に関する相談の充実、相談支援事業所に対する助言や人材育成、関係機関の連携など相談支援体制の充実を図ります。

【取り組みの方策②自立生活への移行の推進】

地域で安心した生活ができるよう、障がいのある人や家族一人ひとりが抱える問題を含めて、包括的な相談に応じ、ニーズを十分に把握し、各機関との連携を構築しながら地域移行や地域定着を推進していきます。

【取り組みの方策③自立支援協議会の活性化】

「地域自立支援協議会」の機能強化を図り、「まちづくり」を推進し、限られた地域資源をどのように活用していくか、不足する機能、資源、人材をいかにして補うかを検討していきます。顕在化しているニーズに柔軟に対応するとともに、見えないニーズを可視化し、関係者同士情報共有を図り、地域の課題が解消されるように取り組んでいきます。



※障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案概要（2022年10月26日提出）より抜粋

重点課題(2) 障がいのある児童の支援体制の強化

2024年4月にこども相談ステーションが開設されました。これまでと同様に市内の子どもへの発達や育ちに関する相談機関として、発達支援専門相談員、臨床心理士、保育士、保健師、教員等の専門性を生かし、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携しながら、子ども・家族の相談・支援を行います。また、障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス）等の利用が必要な場合、相談支援事業所につなげます。

障害児通所支援事業所や相談支援事業所等に対する支援内容等の助言や援助を行うことで質の向上に努めます。

第3章 計画の基本方向

1 計画の理念

(1)障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、個々の状況に即した障害福祉サービス等の支援を行うことにより、その自立と社会参加の実現を目指します。

(2)障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい種別や特性を考慮し、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人はもとより、難病患者や発達障がい及び高次脳機能障がいのある人もサービスの対象であることを前提に、個々のニーズに応じた必要な支援が受けられるようサービス提供体制の確保に努めます。

(3)入所時から地域生活への移行、継続、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、施設等から地域への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整えていくとともに、地域生活支援拠点の機能の充実やグループホームへの入居支援等、地域の社会資源の有効活用により、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みの構築を図ります。

(4)地域共生社会の実現に向けた取り組み

障がい・子ども・高齢者・生活困窮等すべての人々、地域、暮らしを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます。

障がいを含む地域のあらゆる人が、それぞれ居場所や役割を持ち、支えあいながら自分らしくいきいきと活躍できるまちづくりに向けた取り組みを推進します。

(ア) 地域のさまざまな相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能を持ち、継続的につながる多機関協働の相談支援体制の強化を図ります。

(イ) 障がいのある人の多様なニーズを踏まえ、属性や世代を超えた交流や参加を生み出す居場所づくりや参加支援を充実します。

(ウ) 障がい特性に応じた就労や住まいの支援など、多様な社会参加に向けた支援を推進します。

(5)障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の専門的な支援を提供する地域支援体制の構築を図るほか、ライフステージに応じた保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援 等と連携した切れ目のない支援体制の構築を図り障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）の推進に努めます。

(6)障がい福祉人材の確保

個々のニーズの多様化、高齢化、人口減少、自然災害等、多くの要因により近年の社会情勢は変化しています。この変化に対応できる、専門的な知識や技術、そして向上心を持つ人材の確保が必要です。

また、専門職だけではなく、障がいに理解のある地域のボランティア人材の確保も重要です。必要に応じ、地域ケア会議等を通じて地域の人々の協力や理解を得られるような取り組みを推進します。

(7)障がいのある人の社会参加を支える取り組み

障がいのある人の社会参加を推進するために、情報・意思疎通確保の支援や、芸術文化、スポーツ等の暮らしを豊かにする活動など、多様なニーズを踏まえて支援していきます。

2 計画策定にかかる国の基本指針による成果目標

障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、国において基本指針をもとに、国全体で達成すべき成果目標を設定しています。

本市では国の成果目標や過去の実績、地域の実情等を考慮し、2026 年度を目標年度とした成果目標を設定します。

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

本人が希望する地域で安心して暮らすことができる、地域生活への移行を推進します。また、2026 年度末までに、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する者の数を目標値として設定します。

○目標達成のための主な方策

- ・在宅でサービスを受けられる環境やグループホームなど居住環境を整備し、住まいの確保に努めます。
- ・地域生活支援拠点の運用の中で、自立を希望する人への支援の充実を図ります。

目標値		設定の考え方
2026年度末の施設入所者数	56人	2022年度末時点（59人）から5%以上削減
2026年度末までの地域生活移行者数	4人	2022年度末の施設入所者（59人）の6%以上が、施設からグループホーム等へ地域移行

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神に障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現できるよう、医療、障害福祉、介護、社会参加、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

○目標達成のための主な方策

- ・あらゆる人が共生できる包括的な社会を構築し、精神に障がいのある人も地域で安心して暮らすことができるよう取り組みます。

目標値
入院が長期化した精神に障がいのある人が、治療や必要なサービスを受けながら地域で安心して生活できるよう、地域移行支援・地域定着支援・措置入院患者退院支援を実施する。

(3)地域生活支援の充実

障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。

○目標達成のための主な方策

- ・ 地域自立支援協議会を用いて、地域生活支援拠点の運用状況の検証を行い、その課題の対応を検討します。
- ・ 拠点コーディネーターの役割や配置場所等の具体的な検討を進めるとともに、支援体制及び緊急時の連絡体制を構築していきます。

目標値	
2026年度末までに地域生活支援拠点を設置	設置済
2026年度末までに拠点コーディネーターを配置	配置
地域生活支援拠点の運用状況についての検証・検討	年1回
強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	実施

(4)福祉施設から一般就労への移行等

自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。

○目標達成のための主な方策

- ・ 地域自立支援協議会通所系連絡会を通して、商工会議所やハローワーク、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所が連携して福祉的就労から一般就労を推進していきます。

① 一般就労移行者数

目標値		設定の考え方
一般就労への移行者数	6人	2021年度実績（4人）の1.28倍以上

② 事業所割合

目標値		設定の考え方
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%以上	国基本指針のとおり

③ 一般就労移行後の定着支援

目標値		設定の考え方
2026年度における就労定着支援事業利用者数	5人	2021年度の就労定着支援事業利用者数（3人）の1.41倍以上
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%以上	国基本指針のとおり

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童が身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。

また、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、体制を整備していきます。

○目標達成のための主な方策

- ・ 障害特性への支援は早期発見及び早期対応が必要と考え、母子保健・児童福祉と連携した発達支援を促進しています。支給決定を要する障害福祉サービスとしての児童発達支援センターではなく、子育て支援としてのこども相談ステーションでの相談対応により、ペアレントトレーニングや保育園等訪問支援等を実施していることから、児童発達支援センターとしての設置は行いませんが、同等の機能を有するこども相談ステーションの設置を以って「児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援体制の整備充実」については達成済みと考えます。今後、体制の維持について検討していきます。

① 児童発達支援センターの整備

目標値	
2026年度末までに児童発達支援センターの整備を推進	整備済

② 重症心身障害児を支援する児童発達支援等の確保

目標値	
2026年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を確保する	確保済

③ 医療的ケア児支援のための連携協議の場の設置及びコーディネーターの配置

目標値	
医療的ケア児支援のための連携協議の場の設置	設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	5人

(6)相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援体制を強化するため、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。

○目標達成のための主な方策

- ・関係機関とのネットワークのもと、地域共生社会の実現を目指した重層的支援体制の推進による包括的な相談支援の強化を図ります。
- ・基幹相談支援センターを設置し、相談支援の充実を図ります。障がい、高齢、生活困窮、ひきこもりの人等の複合化・複雑化した課題に対して多機関協働のチームによる支援体制（支援チーム会議）を強化します。

目標値	
2026年度末までに基幹相談支援センターを設置	設置
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する	実施
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施

K P I（代替指標）

目標値	
支援チーム会議数	42回

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行う体制を構築します。

また、障害福祉サービス等が多様化することに伴い、事業所職員の質の向上等が必要であることから、必要な研修等に積極的に参加していきます。

○目標達成のための主な方策

- ・県などが実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加し、障害者総合支援法の理解に努めます。

目標値
サービスの質の向上のための体制を構築する

第4章 障害福祉サービス等の見込みと方策

1 障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービスと体系

(1) 障害者総合支援法に基づくサービス

障害者総合支援法では、障がいの種別によらず、共通の制度で一元的に福祉サービスが提供されることが規定されています。また同法では全国一律で共通に提供を受けることができる「自立支援給付」と、その地域の状況や特徴に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」が規定されています。

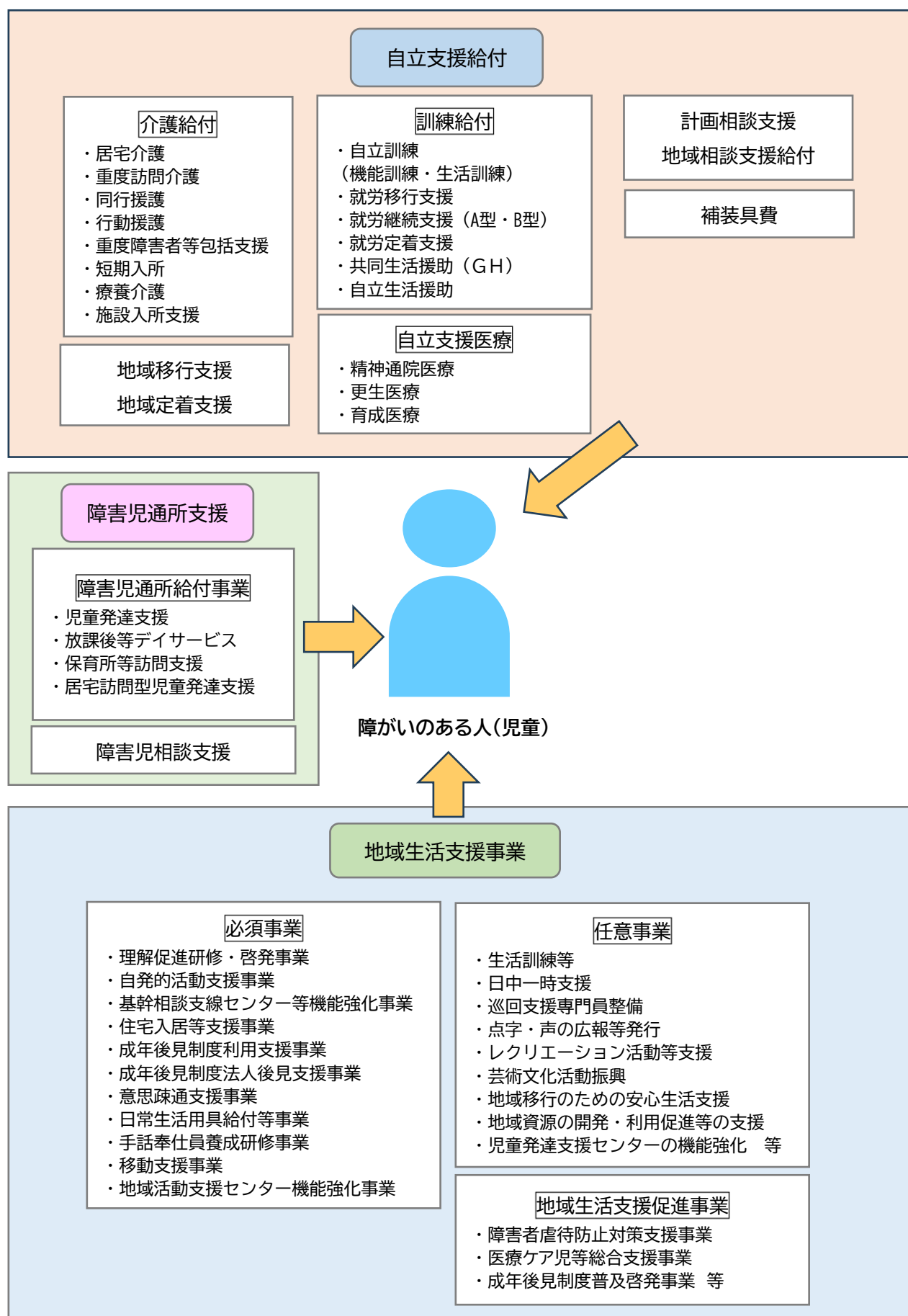
「自立支援給付（障害福祉サービス）」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、精神通院医療、更生医療、育成医療の「自立支援医療」、計画相談支援を受ける場合の「計画相談支援給付」、地域相談支援を受ける場合の「地域相談支援給付」、身体を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具費」などに分類されます。

「地域生活支援事業」は、理解促進研修、啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意志疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業の10事業が必須事業とされており、それ以外の地域生活支援事業は市町村の判断により実施する任意事業となっています。

(2) 児童福祉法に基づくサービス

2012年の児童福祉法の改正により、障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、及び障害児相談支援が規定されています。

(3)サービスの体系



2 第7期障害福祉計画における障害福祉サービスの活動指標

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスについて、必要とする方に適切に提供できるよう、本計画の計画期間である 2024 年度から 2026 年度にかけての事業量を見込みます。事業量の設定にあたっては、過去の実績（2021 年度から 2023 年度）を基に把握した市民ニーズを勘案します。

(1)施設入所者の地域生活への移行等

① 訪問系サービス

サービス確保のための方策

- ◆障がい種別に関わらず、個々の状況やニーズ、障害支援区分に応じた訪問系サービスを提供できるよう体制の充実を図ります。
- ◆重度障害者等包括支援は現在提供されていませんが、ニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制の整備を検討します。
- ◆行動援護や同行援護のヘルパー育成等、サービスのさらなる質的向上を図るため、定期的な研修や研修情報を提供します。
- ◆福祉サービスだけでなく、地域の互助も活用しながら支援体制を作っていきます。

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上困難を有する者であって常に介重を必要とする人に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護	人	37	40	43	46
	時間	348	378	408	438
重度訪問介護	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0
同行援護	人	3	3	3	3
	時間	17	20	20	20
行動援護	人	1	1	1	1
	時間	12	13	13	13
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0

(1月あたり)

② 日中活動系サービス

サービス確保のための方策

◆短期入所については、緊急時や介護負担軽減のためにタイムリーに利用できないこと、医療的ケアが必要であることから利用が困難となっていることが課題です。2020 年度から緊急時の受け入れを事業所と連携して実施しており、よりニーズに応じたサービスの提供ができるよう努めます。

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食車の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
生活介護	人	121	122	123	124
	日	2,447	2,450	2,450	2,455
自立訓練（機能訓練）	人	2	3	3	3
	日	7	11	11	1
自立訓練（生活訓練）	人	1	1	1	1
	日	9	6	6	6
療養介護	人	7	7	7	7
短期入所	人	14	15	15	15
	日	54	55	55	55

(1月あたり)

③ 居住系サービス

サービス確保のための方策

- ◆地域相談支援の活用等により地域生活への移行促進を図るとともに、適切なアセスメント、マネジメントにより、入所を必要とする方の待機状態の解消に努めます。
- ◆グループホームの形態の多様化のニーズもあり、事業所等と連携しながら必要な施設の供給策についても検討を行っていきます。

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
自立生活援助	人	0	2	2	2
共同生活援助	人	80	85	90	95
重度障がい者の利用者数	人	14	15	16	17
施設入所支援	人	58	57	55	54

(1月あたり)

④ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス確保のための方策

- ◆障がいのある人やその家族等が気軽に相談できるように、情報発信や啓発に努めます。
- ◆能美市地域自立支援協議会、相談支援事業所連絡会等を活用し、相談支援専門員との連携を強化し、継続した研修等、相談支援の質の向上やスキルアップ等人材育成に努めます。
- ◆入所施設や精神科病棟から地域生活への移行や地域生活に不安のある人を的確に把握し、地域移行支援、地域定着支援のサービス利用の促進に努めます。

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用開始や継続に際して、障がいのある方の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービス等の利用計画を作成します。
地域移行支援	施設や病院等に入所している障がいのある方に対して、地域移行支援計画を作成し、地域生活に移行するための、必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある方を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
計画相談支援	人	116	120	130	135
地域移行支援	人	0	0	0	0
地域定着支援	人	2	2	3	3

(1月あたり)

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービス確保のための方策

- ◆あらゆる人が共生できる包括的な社会を構築し、精神に障がいのある人も地域で安心して暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築していきます。
- ◆保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、地域の課題を共有するとともに、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、行政などの関係者のネットワークを強化します。
- ◆精神科病院を退院後地域で安心して暮らすため、グループホームをはじめとする社会資源を活用しながら地域移行支援を行っていきます。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
保健・医療及び福祉関係者 による協議の場	年間開催回数 (回)	2	2	2	2
	参加者数 (人)	15	15	15	15
	評価実施回数 (回)	2	2	2	2
精神障害者の地域移行支援	利用者数 (人)	0	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	利用者数 (人)	1	2	3	3
精神障害者の共同生活援助	利用者数 (人)	35	37	39	41
精神障害者の自立生活援助	利用者数 (人)	0	1	1	1
精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人)	1	1	1	1

(年間あたり)

(3)地域生活支援の充実

サービス確保のための方策

- ◆地域自立支援協議会の場を用いて、地域生活支援拠点の運用状況の検証を行い、その課題の対応を検討します。
- ◆拠点コーディネーターの役割や配置場所等の具体的な検討を進めるとともに、支援体制及び緊急時の連絡体制を構築していきます。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
地域生活支援拠点等の 設置箇所数	箇所	1	1	1	1
拠点コーディネーターの 配置人数	配置人数 (人)	-	-	1	1
地域生活支援拠点等の 検証・検討	実施回数 (回)	1	1	1	1

(年間あたり)

(4)福祉施設から一般就労への移行等

サービス確保のための方策

- ◆一般就労への移行者が増加するよう、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら、さらなる支援の充実に努めます。
- ◆一般企業への理解啓発を進め、協力企業を増やし、多様な就労形態や職種のある就労環境の構築に努めます。

サービス名	内容
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
就労選択支援	人			4	4
	日			88	88
就労移行支援	人	2	2	2	2
	日	14	20	20	20
就労継続支援 A型	人	56	61	66	71
	日	1,056	1,166	1,276	1,386
就労継続支援 B型	人	164	168	172	176
	日	2,758	2,826	2,894	2,962
就労定着支援	人	6	6	6	6

(1月あたり)

(5)障害児支援の提供体制の整備等

①障害児通所支援

サービス確保のための方策

- ◆放課後等デイサービスは、放課後や夏休み等の長期休暇中において、障がいのある児童の保護者・家族から高い利用ニーズがあります。早期からの確に支援が開始できるよう、母子保健、こども相談ステーション等関係機関と連携を図り、乳幼児から学校卒業まで一貫した支援の提供、多種多様なニーズに応じられるよう体制整備を強化します。
- ◆能美市地域自立支援協議会子ども連絡会と連携し、障がいのある児童のニーズに応じた適切なサービス量を確保できる体制の整備に努めます。

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児を対象として日常生活における基本的な動作の指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象として生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な援助を行います。
保育所等訪問支援	認定こども園等における集団生活への適応のために、児の通う施設を訪問し、専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	サービス等利用計画を作成し、障がい児の生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある未就学の障がいのある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。

○必要な量の見込み

		第2期 計画実績	第3期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
児童発達支援	人	21	22	22	22
	日	174	180	180	180
医療型児童発達支援	人	0	-	-	-
	日	0	-	-	-
放課後等デイサービス	人	113	118	123	128
	日	1,738	1,813	1,888	1,963
保育所等訪問支援	人	1	1	1	1
	日	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0
	日	0	0	0	0
障害児相談支援	人	31	31	32	33

(1月あたり)

②こども相談ステーションの設置

サービス確保のための方策

- ◆国の基本指針では、児童発達支援センターの設置が求められています。本市では 2014 年から、子ども発達支援センターを設置し、子どもの発達に不安を持つ保護者の相談に対応するとともに、各療育事業の実施により、子どもの心身の健全な発達を促しています。
- ◆療育事業として、保護者へのペアレントトレーニング、個別・集団での療育支援等を行っています。2019 年度から、子ども発達支援センターに教育相談職員を配置し、18 歳までの切れ目のない支援体制の構築に努めていきます。
- ◆2024 年度より、こどもに関する相談を集約しワンストップで受付対応を行うこども相談ステーションに子ども発達支援センターの機能を移設し運営しています。

		第2期 計画実績	第3期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
児童発達支援センター の設置	か所	1	1	1	1

③認定こども園等への巡回相談体制の構築

サービス確保のための方策

- ◆障害児通所支援での保育所等訪問支援だけでなく、こども相談ステーションからの認定こども園等への巡回相談も行います。認定こども園等での行動観察、保護者や保育士等との相談、こども相談ステーションでの発達相談から、発達が気になる児の早期把握・早期療育に努めるとともに、庁内関係部局及び能美市地域自立支援協議会子ども連絡会と連携し、必要な療育環境の提供を行っていきます。

		第2期 計画実績	第3期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
認定こども園等への巡回 相談	件	448	480	485	480

(年間あたり)

④重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

サービス確保のための方策

- ◆2023 年度現在、重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は 1 か所あり、今後も利用のニーズを見定めながら確保に努めていきます。

		第 2 期 計画実績	第 3 期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	か所	1	1	2	2

⑤医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

サービス確保のための方策

- ◆医療的ケア児は、その必要なケアの内容にはそれぞれ個人差が大きく、個別の支援が必要となります。そのため、成長段階も含めた関係機関やサービス等の調整が必要です。その調整を行う連携協議の場及びコーディネーターの設置により、継続的で具体的な個別支援を行っていきます。

		第 2 期 計画実績	第 3 期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
医療的ケア児のための連携協議の場		実施	実施	実施	実施
医療的ケア児等コーディネーター	人	5	5	5	5

(6)相談支援体制の充実・強化等

サービス確保のための方策

- ◆基幹相談支援センターを設置し、相談支援の充実を図ります。
- ◆基幹相談支援センターによる障がいのある人等への相談支援、情報提供、助言を行うほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、多様な相談支援に対応できる人材育成、相談支援事業者等を対象とした研修などを行います。
- ◆地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じて地域のサービスの開発・改善を図ります。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件数（件）	-	6	12	12
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成に対する支援	支援件数（件）	-	6	12	12
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組	実施回数（回）	-	6	12	12
個別事例の支援内容の検証の実施回数	実施回数（回）	12	12	12	12
基幹相談支援センターの設置	設置有無	無	有	有	有

（年間あたり）

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

サービス確保のための方策

- ◆県などが実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加し、障害者総合支援法の理解に努めます。
- ◆障害福祉サービス等の利用状況を把握し、事業所が適正な運営を行えるよう取り組みます。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	職員研修参加人数（人）	2	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	共有回数（回）	0	1	1	1

（年間あたり）

3 第7期障害福祉計画における地域生活支援事業の活動指標

地域生活支援事業は、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう市町村を中心として実施される事業です。本計画の計画期間である2024年度から2026年度にかけての事業量を見込みます。事業量の設定にあたっては、過去の実績（2021年度から2023年度）を基に把握した市民ニーズを勘案します。

(1)理解促進研修・啓発事業

サービス確保のための方策

- ◆市内企業等への理解啓発については、就労業種や環境の多様化を見据え、障害者雇用に積極的な企業や商工会等と連携をしながら理解啓発に努めます。
- ◆福祉分野の人材不足についても、若年層に対し将来の進路や就職の選択肢となるよう、福祉の仕事や働く価値を周知広報していく取組を進めます。

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が、日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除くため、理解啓発活動や研修等を実施し、広く市民に働きかけ、共生社会の実現を目指します。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量			
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
理解啓発講座等の開催	人	287	320	320	320	
	回	7	7	7	7	
イベント開催	人	517	600	650	700	
企業等への理解啓発	人	60	100	100	100	
広報活動	回	12	12	12	12	

(年間あたり)

(2)自発的活動支援事業

サービス確保のための方策

- ◆障がいのある人の交流や社会活動を通じて、当事者たちのエンパワメントを高めていきます。

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族等が行う、地域における自発的な取り組みに対し支援することにより、共生社会の実現を推進します。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
本人活動支援事業 ボランティア活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施

(3)権利擁護強化促進事業

サービス確保のための方策

- ◆権利擁護支援の中核機関機能を担う「くらしサポートセンターのみ」と連携し、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等への報酬の助成を行います。
- ◆身寄りのない人等への支援として成年後見制度市長申し立てを実施します。

サービス名	内容
権利擁護強化促進事業 利用者	福祉サービスの利用等において、経済的理由により、成年後見制度の利用が困難な、知的に障がいのある人または精神に障がいのある人等に対し、申し立てに要する経費や後見人等の報酬の一部助成を進めることにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護に努めます。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
成年後見制度利用支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施

(4)相談支援事業

サービス確保のための方策

- ◆障がいのある人やその家族などが気軽に相談できるように、情報発信や啓発に努めます。
- ◆能美市地域自立支援協議会、相談支援事業所連絡会を活用し、相談支援専門員との連携を強化し、相談支援の質の向上、スキルアップなど人材育成を継続的に進めます。

サービス名	内容
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び指導、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止、早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
相談支援事業	箇所	6	6	6	6
	件	6,258	6,320	6,320	6,320

(年間あたり)

(5)意思疎通支援事業

サービス確保のための方策

- ◆県聴覚障害者協会等と連携し、登録手話通訳者等が確実に確保されるよう努めます。
- ◆タブレット型他情報機器の利用やコミュニケーションカード等、聴覚、視覚、知的など、障がいのある人の特性に応じた意思疎通支援に努めます。
- ◆手話通訳派遣の安定的な供給に向け、手話奉仕員養成研修をレベル別に開催し、手話通訳者の育成を計画的に進めます。
- ◆聴覚に障がいのある人等が日常生活をするうえで、手話通訳の重要性はますます認知されてきています。市の広報誌やケーブルテレビ等で受講者の確保に努め、簡単な手話が理解できる市民を増やし、共生社会の実現に努めます。

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通に支障がある人等を対象に、意思疎通の支援をします。特に、聴覚に障がいのある人を対象とした手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話ができる人(手話奉仕員)を育成するため、また手話通訳者養成講座に繋がる初歩の段階として、入門・基礎の課程を設定し、それぞれの課程に応じたプログラム内容で研修を実施します。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
手話通訳者・要約筆記者派遣	年間延人数(人)	374	370	370	370
手話奉仕員養成研修(入門)	研修参加者数(人)	5	11	5	10
手話奉仕員養成研修(基礎)	研修参加者数(人)	9	3	11	5

(年間あたり)

(6)日常生活用具給付等事業

サービス確保のための方策

- ◆技術革新等により、安価でより使いやすい用具等が開発される可能性もあるため、社会の動向を注視しつつ、対象となる用具等の拡充を検討し、その人の特性に合った適切な給付に努めます。

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通に支障がある人等を対象に、意思疎通の支援をします。特に、聴覚に障がいのある人を対象とした手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
介護・訓練支援用具	給付件数（件）	0	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数（件）	8	10	10	10
在宅療養等支援用具	給付件数（件）	8	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	給付件数（件）	3	5	5	5
排泄管理支援用具	給付件数（件）	85	90	95	100
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	給付件数（件）	0	3	3	3

（年間あたり）

(7)移動支援事業

サービス確保のための方策

- ◆地域での自立した生活支援や社会参加促進のため、利用者のニーズ把握に努めます。

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等について、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等社会参加のための外出の移動を支援することにより、地域における自立生活および社会参加を促します。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
移動支援事業	延時間数（時間）	1,127	1,150	1,150	1,150
	利用者数（人）	44	45	45	45

（年間あたり）

(8)地域活動支援センター事業

サービス確保のための方策

- ◆地域での自立した生活の支援、社会参加促進のため、利用者のニーズ把握に努めます。
- ◆能美市地域自立支援協議会等と連携し、サービス提供事業所数や利用者の増加を図ります。

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	利用者への創作的活動または生産活動の提供、社会との交流促進等、地域の実情に応じた事業を実施します。

○必要な量の見込み

		第6期実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
地域活動支援センター事業	実施箇所数(箇所)	7	7	7	7
	延利用者数(人)	23	24	25	26

(年間あたり)

(9)その他事業

サービス確保のための方策

- ◆地域での自立した生活の支援、社会参加促進のため、利用者のニーズ把握に努めます。

サービス名	内容
生活訓練等	視覚に障がいのある人を対象に、用具等の情報提供、日常生活に必要な訓練・指導を行います。
日中一時支援	見守り等の支援が必要な障がいのある人等の家族が、就労や休息等のために一時的に見守ることが困難な場合、障害のある人の日中における活動の場を提供します。
巡回支援専門員整備	こども相談ステーションに支援専門員を配置し、認定こども園、学校等を訪問し、「気になる」段階からの児童の把握に努めるとともに、職員や保護者等に対する助言、相談を早期から継続して行います。また、医療、保健、福祉、教育等の関係機関の連絡調整を行い、自立に向けた包括的な支援を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツを通じて障がいのある人の健康増進、交流。余暇等に資するとともに、障害者スポーツを普及します。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、音訳により、障がいのある人が日常生活をするうえで必要度の高い情報が掲載されているし広報誌を毎号提供し、視覚障害のある人の社会参加を促進します。
医療的ケア児等総合支援事業	人工呼吸器や痰の吸引など、医療的ケアが必要な障がい児が、地域で適切な支援を受けられる体制を整備します。

サービス名	内容
障害者虐待防止対策支援事業	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者間暴力等の防止のため、関係機関との連携及び情報交換、対策の検討と啓発活動を行うために設置された能美市虐待防止協議会の中に、障害者対策部会を設け、障害者虐待の予防及び早期発見のために関係機関との連携、啓発、専門的調査研究を行い、協議会に対して報告を行います。

○必要な量の見込み

		第6期 実績	第7期計画見込量		
サービス名	単位	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
生活訓練等※	利用者数（人）	9	10	10	10
日中一時支援	実施有無	実施	実施	実施	実施
巡回支援専門員整備	実施有無	実施	実施	実施	実施
スポーツ・レクリエーション 教室開催等	実施有無	実施	実施	実施	実施
点字・声の広報等発行	実施有無	実施	実施	実施	実施
医療的ケア児等総合支援 事業	実施有無	実施	実施	実施	実施
障害者虐待防止対策支援 事業	実施有無	実施	実施	実施	実施

(年間あたり)(※1月あたり)

第5章 計画の推進

1 計画の推進にあたって

次に掲げる点に留意し、本計画を推進していきます。

(1) 庁内、市内・外における連携の強化

本計画の各種取り組みを推進するためには、庁内各課の連携のみならず、市内の多様な主体（市民、関係団体及び事業者）の協力が不可欠であることから、連携を強化しながら、取組を推進していきます。

また、市単独で対応できない取り組みもあるため、国や県、近隣自治体とも協力の上、きめ細やかなサービス提供体制の確保等に努めます。

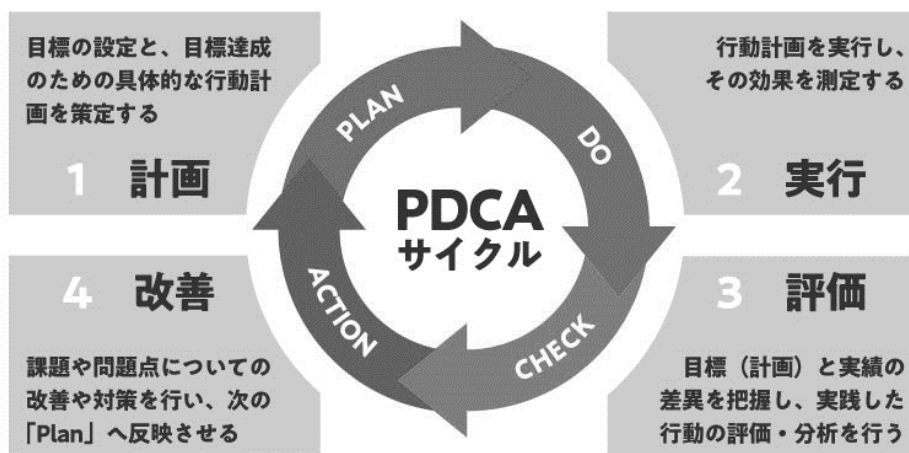
(2) PDCAサイクルによる点検及び評価

計画の推進に当たっては、進捗状況や達成状況を点検・評価し、それを次の取り組みに反映していく「PDCAサイクル」による計画の進行管理を進めます。

成果目標や事業量については、実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を行います。

次期計画を策定する際には、本計画における評価等を踏まえながら、その結果を反映していきます。

■ PDCAサイクルによる点検及び評価



資料編

1 計画に関する関連法令の動向

近年の障害福祉に関する関連法令の動向は、以下のとおりとなっています。

年 度	関連法令	概 要
2007年度	改正障害者基本法の施行	・市町村障害者計画の義務化
2009年度	改正障害者雇用促進法の施行	・中小企業が協働で障がい者を雇用する仕組みの創設等
2010年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用納付金制度の範囲拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
2011年度	改正障害者基本法の施行	・目的規定や障がい者の定義の見直し等
	改正障害者自立支援法の施行	・障がい者の範囲見直しやグループホーム等利用助成の創設等
2012年度	障害者虐待防止法の施行	・障がい者の虐待の防止に関わる国等の責務、障がい者虐待の早期発見の努力義務を規定
	改正障害者自立支援法の施行	・利用者負担の見直しや相談支援体制の強化等
2013年度	障害者総合支援法の施行	・障害者自立支援法の廃止に伴う障がい者の範囲の見直し等
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設等の受注の機会の確保に必要な事項と規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の範囲の明確化
	障害者基本計画（第3次）の策定	・基本原理の見直し、障がい者の自己決定の尊重の規定等
2014年度	障害者権利条約の締結	・障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
2015年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用納付金制度の範囲拡大
2016年度	障害者差別解消法の施行	・障がい者を理由とする差別の解消の促進に関する基本的な事項や措置等を規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の権利に関する条約の批准に向けた対応等
	改正発達障害者支援法の施行	・発達障がい者の定義の改正、基本理念の新設等
2018年度	障害者基本計画（第4次）の策定	・共生社会の実現を目指し、障がい者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援を明記
	改正障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者の地域生活の支援や障がい児支援へのきめ細かな対応等
	改正障害者雇用促進法の施行	・法定雇用率の算定基礎の見直し
	障害者文化芸術促進法の施行	・障がい者が文化芸術を推進できる環境整備、支援等

年 度	関連法令	概 要
2019年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の活躍の場の拡大、雇用状況の的確な把握等
2020年度	改正障害者雇用促進法の施行	・国及び地方公共団体の障がい者活躍推進計画の作成、公表等
2021年度	改正社会福祉法の施行	・「重層的支援体制整備事業」の創設、社会福祉連携推進法人制度の創設等
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児及びその家族に対する支援等
2022年度	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念、基本的施策の設定
	第2期成年後見制度利用促進基本計画の策定	・成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進について記載等
2023年度	障害者基本計画（第5次）の策定	・共生社会の実現に資する取組の推進、障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進について記載等
	改正障害者雇用促進法の施行	・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化等
2024年度	改正障害者総合支援法の施行	・就労選択支援の創設、共同生活援助（グループホーム）の支援内容の法律上の明確化、障がい者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備等
	改正児童福祉法の施行	・障がい児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）の明確化、こども家庭センターの設置の努力義務化等
	改正障害者雇用促進法の施行	・週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障がい者、精神障がい者の算定特例等
	改正障害者差別解消法の施行	・事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供を義務化

**第7期能美市障害福祉計画
第3期能美市障害児福祉計画**

発 行： 2024 年 9 月

発 行 者： 能美市

住 所： 〒923-1297 石川県能美市来丸町 1110 番地

T E L： 0761-58-1111 F A X 0761-58-2290

企画・編集： 福祉課・いきいき共生課